

平成 2 7 年度 第 2 回
東京都商品等安全対策協議会
議 事 録

平成 2 7 年 1 0 月 2 2 日 (木)

都庁第一本庁舎 4 2 階 (北側) 特別会議室 B

午前9時55分開会

○生活安全課長 皆様、おはようございます。定刻より少し早いのですが、委員の皆様方おそろいですので、ただいまから平成27年度第2回東京都商品等安全対策協議会を開会させていただきます。

本日は、委員の皆様方にはお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。私は生活安全課長をしております宮永と申します。どうぞよろしく願いいたします。着席にて失礼いたします。

議事に入る前に、お手元の配付資料を確認させていただきます。まず、次第、委員名簿、委員名簿の裏面に座席表がございます。そして、資料1、ボタン電池等及びボタン電池等使用製品に関するアンケート調査結果、資料2、ボタン電池等及びボタン電池等使用製品に関する事故再現実験結果、資料3-1、国内におけるボタン電池等の誤飲に関する事故事例、資料3-2、国内におけるボタン電池等の誤飲事故防止のための安全対策、資料4、「子供に対するボタン電池等の安全対策」に係る現状と課題、資料5、事業者団体の取組（案）、資料6、「子供に対するボタン電池等の安全対策」に係る今後の取組についての提言（案）、資料7、第3回協議会開催までの確認スケジュール（案）でございます。このほか、子供の「手の届く範囲のデータ」というA4判横のものと、それから、本日、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会様からご提供いただきました「子どもを守ろう」というカラー刷りのパンフレットをお席に置かせていただいております。また、委員のお席につきましては、報告書（素案）の目次と第1回の資料と議事録を参考に置かせていただいております。

資料の過不足などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、第1回協議会以降、交代のありました委員のご紹介をさせていただきます。

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、加藤委員にかわりまして、根岸修委員でございます。

○根岸特別委員 根岸と申します。よろしく願いいたします。

○生活安全課長 また、本日、所用によりご欠席の委員及び特別委員の代理といたしましてご出席を賜りました方々のご紹介をいたします。

東京消防庁、田中富也様でございます。

○田中氏（門倉委員代理） 田中です。よろしく願いいたします。

○生活安全課長 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、田近秀子様でございます。

○田近氏（釘宮委員代理） 田近と申します。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 一般社団法人日本計量機器工業連合会、小島孔様でございます。

○小島氏（竹内特別委員代理） 小島でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 なお、本日、子育てひろば全国連絡協議会の松田委員につきましては所用により欠席でございます。

それでは、越山会長、進行をお願いいたします。

なお、カメラ撮影につきましてはここまでとなりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○越山会長 皆様、おはようございます。

それでは、第2回目の協議会を開催させていただきたいと思っております。

議事次第に従いまして進行させていただきたいと思っております。おおむね12時ぐらいまでには終了させていただければと思っておりますので、どうぞご協力をお願い申し上げます。

早速、議事の（1）に入りたいと思っております。最初に資料1、2のボタン電池等及びボタン電池等使用製品に関するアンケート調査、事故再現実験結果について一括して説明をお願いいたします。

○安全担当 生活安全課の吉本です。座ったままでご説明させていただきます。

それでは、まず資料1、ボタン電池及びボタン電池等使用製品に関するアンケート調査結果をごらんください。特徴的な結果についてご説明させていただきます。

2ページをごらんください。今回のアンケートは、都内に在住・在勤・在学の1歳以上5歳以下のお子さんと同居するボタン電池等使用製品を所有する男女1,046人を対象に、ボタン電池及びボタン電池等使用製品に関するインターネットアンケートを実施しました。

まず、使用実態についてですが、3ページ、図1をごらんください。ボタン電池等使用製品はさまざまな製品がありますが、「おもちゃ」「体温計」「音の出る絵本」「時計・タイマー」は半数以上が所有していました。

次に、4ページ、図2をごらんください。ボタン電池等の購入先は、主に「家電量販店」「100円ショップ」「スーパー」「ホームセンター」でした。

次に、図3をごらんください。電池工業会会員メーカーの電池を購入するは42.1%で、

電池工業会会員以外の「100円ショップ、スーパー等のプライベート・ブランドの電池」を購入するは26.3%でした。また、メーカー、ブランドは「覚えていない、気にしていない」との回答も46.1%ありました。

5ページ、図4をごらんください。ボタン電池等を購入する際に優先することは、「価格」が85%と最も多く、次いで「メーカー名・ブランド」が30.5%でした。

次に、使用する際の安全に対する意識についてです。

まず、注意表記についてです。ボタン電池等では、5ページ、図5のとおり、「見ていない」「注意表記がない、気が付かない」が合わせて6割近くあり、また、ボタン電池等使用製品は、6ページ、図6のとおり、「あるが見ていない」「注意表記がない、気が付かない」が5割以上あり、いずれも半数以上が注意表記を読んでいないことがわかりました。読まない理由は、「使用方法を理解している」「面倒」というものが多く、「字が細かくて読む気にならない」というものもありました。

ボタン電池等使用製品を使用するときには注意することでは、図7にお示ししたとおり、「特に注意していない」が、おもちゃ46%、おもちゃ以外の製品40.7%で、ともに最も多い回答でした。次に多い回答は、おもちゃは「電池室が容易に開かない構造のものを選ぶ」44.1%、おもちゃ以外の製品は「子供にさわらせない」30.7%でした。

7ページ、図8をごらんください。ボタン電池等を使用するときには注意することでは、「子供の手の届かない場所に保管している」42.3%、「子供の見えない場所に保管する」41.3%で、「特に注意していない」との回答も23.7%ありました。

次に、ボタン電池等の誤飲の「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験の結果についてです。

8ページの表2をごらんください。アンケート調査をした1,046人のうち、表2に示したような「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」経験をしたことがあるの回答は全部で198件でした。そのうち実際に誤飲した経験は5件ありました。そのほかは、誤飲を疑って「受診したが、誤飲していなかった」が1件、「口に入れていた。舐めていた」29件、「口に入れようとしていた」35件、「手に持っていた。電池で遊んでいた」124件でした。

9ページ、図10をごらんください。ヒヤリ・ハット等を経験したときの電池の種類は、コイン形リチウム電池28.8%、そのほかのボタン形電池44.4%でした。

次に、10ページ、表3をごらんください。アンケート結果からヒヤリ・ハット等を経験したときのボタン電池の状況についてまとめております。多い順に、「電池を交換すると

き・処分するときに少しの間放置した」が47件。以降これを「ちょい置き」と呼びます。次に、「ボタン電池等使用製品から電池が外れた」が45件、次が「所定の保管場所にあったものを子供が取り出した」で、未使用のものが27件、使用済みのものが15件、合計42件でした。次が「子供の手の届くところに放置していた（置き場所を気にしていなかった）」が28件でした。

次に、これらの状況別の詳細についてご説明します。

11ページをごらんください。「ちょい置き」をしたときの製品の種類は、所有数に応じさまざまでした。そのときの電池の状態は、パッケージから出された「バラの状態」が47件中40件と大半を占めていました。

12ページをごらんください。電池が製品から外れたときの製品は、多い順に、「おもちゃ」「リモコン」「時計・タイマー等」でした。各製品の詳細を12ページから13ページにまとめております。

次に、14ページ、図16をごらんください。「（電池が）製品から外れた」製品の電池室のふたの状況は、「スライド式」が17件と最も多く、安全対策がされている「ねじ止め式」や「コイン使用」など工具を用いるものは合計5件と少なく、また「2つの独立した操作を必要とするもの」はありませんでした。電池工業会のガイドブック等で推奨されている安全対策をされた製品は少ない状況でした。

また、どのように電池が取り出されたかは15ページ、図17のとおり、「子供が製品をいじって、電池を取り出した」が25件と最も多く、「子供が製品を（投げたり噛んだりして）壊して、電池が出てしまった」が6件、「床に製品が落ち、電池が出てしまった」3件などでした。

16ページ、図18をごらんください。保管の詳細は、半数近くが「引き出しの中」から子供が取り出しており、次いで「棚やテーブルの上」、「保管容器・保管袋の中」となっています。さらに、このうち未使用の電池を取り出した27件のうち、「未開封のパッケージ」を取り出したものは10件、「開封済みのパッケージ」を取り出したものは12件でした。

次に、17ページ、図19をごらんください。置き場所を気にしていなかった放置では、「棚やテーブルの上」が11件と最も多く、次いで「引き出しの中」7件、「おもちゃ箱の中」という回答も3件ありました。

次に、18ページ、図20をごらんください。ヒヤリ・ハット等の経験時の子供の年齢は2歳が最も多く、次いで1歳、3歳でした。また、実際に誤飲した、口に入れたなどの危害、

危険の経験では、図21のとおり、1歳が最も多く、次いで2歳、0歳となっています。

実際に誤飲した危害経験の詳細を19ページにお示ししております。

20ページ、図23をごらんください。これらのヒヤリ・ハット等の経験が起きた原因については、「保護者が子供から目を離してしまった」「保護者の配慮が足りなかった」など、保護者の責任との回答が8割を占めていました。

また、これらヒヤリ・ハット等の経験について、どこかに報告したかでは、21ページ、図25のとおり、95.5%がどこにも「報告しなかった」と回答しています。

22ページ、図26をごらんください。次に、ボタン電池誤飲事故の認知度についてですが、調査対象1,046人全員のうち68.5%がボタン電池等の誤飲で重症事故が起きていることを知っていました。こちらは、図27にお示した昨年3月の消費者庁が実施したアンケート調査では、「知っている」との回答が37.8%でしたので、ボタン電池等の誤飲事故の危険性に関する認知度が高まりつつあることがうかがわれる結果となりましたが、重症事故があることを知らない人がまだ3割もいることがわかりました。

また、これらの事故の危険性の認知状況別に、ボタン電池等及び使用製品を使用するときに注意していることを集計した結果を23ページ、図28、24ページ、図29にお示ししております。重症事故になることを知っている人ほど使用時に注意していることがわかりました。また、24ページ、図30にお示したとおり、コイン形リチウム電池の誤飲は死に至る危険性があることについては、「知っている」は46.9%、半数に満たない状況でした。

最後に、自由回答より抜粋したものを25ページから26ページにお示ししております。製品の改良を望む意見、注意啓発を求める意見、親の配慮を求める意見等が多くありました。また、そのほかでは保管用の専用ケースを求める意見がありました。

以上でアンケート調査の説明を終わります。

続きまして、資料2、ボタン電池等及びボタン電池等使用製品に関する事故再現実験結果についてご説明します。こちらは映像でご説明しますので、スクリーンのほうをごらんください。

[スクリーンに映写]

今回の実験は、全て国立研究開発法人産業技術総合研究所で実施されました。内容は、1、ボタン電池等の誤飲による体内の被害状況の再現、2、子供がボタン電池等使用製品を扱う際の力の測定、3、コイン形リチウム電池のパッケージの安全対策の確認です。

まず1、ボタン電池の誤飲による体内の被害状況の再現の結果について報告します。ボ

タン電池を生理食塩水に浸した鶏肉にボタン電池等を接触させ、誤飲したときの体内の被害状況を再現しました。使用したボタン電池等がこちらです。まず、未使用のボタン電池等について鶏肉に接触させて、10分後、30分後、2時間後を観察し、化学反応の程度、びらんの生じ方を観察しました。ここでいうびらんとは、ただれることをいっています。

実験結果のうち、アルカリボタン電池の結果がこちらです。10分後から化学反応により泡が立つのが見え始め、30分後にはびらんが確認され、2時間後にはびらんはさらに深くなっていました。酸化銀電池、空気亜鉛電池も同様の状況でした。

コイン形リチウム電池の結果がこちらです。ほかのボタン電池等に比べて、置いた直後から化学反応が起き始め、10分後には激しく泡が立っていることが確認されました。2時間後の状況は、そのほかのボタン電池よりも深くびらんが生じていました。

次に、使用後のボタン電池を誤飲した場合を想定し、実験を行いました。ここでいう使用後の電池とは、新品の電池を放電させ、電球がつかなくなった状態のものをいいます。

アルカリボタン電池とコイン形リチウム電池の結果がこちらです。未使用の電池よりも化学反応が生じ始める時間は遅いものの、アルカリボタン電池では30分後にびらんが明らかに確認されました。コイン形リチウム電池では、10分後には化学反応による泡が生じているのが確認され、2時間後には明らかなびらんが確認されました。2つの結果から、使用後の電池であっても、誤飲し体内にとどまった場合に体内にびらんが生じる可能性があることが確認されました。

次に、子供がボタン電池等使用製品を扱う際の力の測定の結果について報告します。

ワイヤレス加速度計を内蔵した2種類の計測器a、bを子供に振らせて、そのときの加速度を測定しました。

このようなゲーム画面を用いて子供に興味を持たせ、1歳、2歳、3歳の子供に計測器を振ってもらい、加速度を測定しました。

測定の結果がこちらです。1歳は、振り回す動作をせず、有効な数値がとれない子供もおり、測定できた値も低い値でした。2歳、3歳では、やはり3歳のほうが加速度は大きい結果となりましたが、各年齢の最小値、最大値を見ると、その範囲が大きく、値のばらつきが大きいことがわかりました。また、計測器aとbではaのほうが大きな値となっておりますが、これは、計測器aは子供が握った棒の先にセンサーが入っていることから、子供が振る加速度以上の値が計測されたものと推測されます。このことから、物体の形状や持つ位置が加速度に影響することが確認されました。

3歳児の計測値が大きかったことから、主に3歳の子供5人について、同じ計測器を用いて机にたたきつける際の加速度を測定しました。

測定の結果がこちらです。いずれも振り回すだけのときよりも大きな値となっております。

さらに、これらの加速度はどのくらいの高さからの落下に相当するのか推定するため、同じ計測器をさまざまな高さから落下させ、その加速度を計測しました。

今回の結果では、落下させるときの姿勢、計測器の向きを同じにしましたが、着地点での計測器の向きや接触位置によって計測値にばらつきが出ることを確認されました。このことから、子供のたたきつける力と落下高さを関係づけるには、これらの加速度にばらつきを生じさせるさまざまな要因を考慮しなければならないことがわかりました。

次に、コイン形リチウム電池のパッケージの安全対策の確認結果について報告します。

国内で主に販売されている、こちらにお示ししました5種類のコイン形リチウム電池2個入りのパッケージを子供に開けてもらうモニター試験を実施しました。

何度も折り曲げたり、販売時にひっかけるためのフックをねじったり、想定しない方法で開けようとする様子が見られました。こちらがフックをねじっている様子です。

こちらが実験の結果の一部を抜粋したものです。「○」印が開いた、「×」印が開かなかったというものです。今回の実験では、1歳ではどの子供も開けることはできませんでしたが、2歳以上では少なくともどれか1つ開けることができ、全部開けられた子供も2歳児で1人、3歳児では2人いました。

以上の実験の結果をまとめたものがこちらです。

全てのボタン電池等は誤飲し、連続して同じ場所にとどまった場合にびらんを生じる可能性がある。

コイン形リチウム電池は、ほかのボタン電池に比べ、びらの進行が速い。

使用後の電池でも誤飲し、連続して同じ場所にとどまった場合にびらんを生じる可能性がある。

物を振る力の強さは、その物体の形状、持ち方の影響を受ける。

落下試験での加速度は、落下条件や床面との接触位置、物体の形状・構造によってばらつきが大きい。

2歳以上の子供はいずれかのパッケージを開封する可能性がある。

子供は折り曲げる、ねじるなど、想定しない方法でパッケージを開封する。

以上で再現実験結果の説明を終わります。

○越山会長 どうもありがとうございました。

この実験については、産業総合研究所の西田委員のもとで行われております。資料1のアンケート調査結果、それから資料2の事故の再現実験結果について、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思いますが、先に西田委員、何か補足とかございますか。

○西田委員 特にございません。

○越山会長 それでは、アンケート調査結果と再現実験結果を駆け足で今ご説明いただきましたが、もうちょっと詳しく知りたいとかご質問とかございましたらお願いいたします。よろしいですか。

後ほど、この実験、それからアンケート調査の結果を踏まえた提言といえますか、安全対策について議論させていただくようになると思います。その段階でもう一度確認することなどは可能になりますので、またその際にごございましたらお願いいたします。

次に、議事の(2)に入りたいと思います。第1回協議会以降に調査した事故事例と現在の安全対策を資料3-1と3-2に今回ご用意させていただいております。今回のアンケート調査結果、実験結果、これらの追加情報等を踏まえて、資料4、「子供に対するボタン電池等の安全対策」に係る現状と課題についてまとめてもらっております。この資料4については、前回の第1回協議会の際にもその時点での安全対策、現状について少しご紹介させていただいておりますけれども、今回は、実験、調査等がかなり進んできておりますので、さらに付加された内容になっております。後ほどこの資料4について詳しくご議論いただければと思っております。

まず最初に、事務局から資料3-1と3-2、それから資料4のご紹介をお願いできればと思います。

○安全担当 それでは、まず資料3からご説明いたします。

まず資料3-1です。誤飲事故の事例のうち、製品からボタン電池等が外れた事例についてまとめております。こちらは、国民生活センター様、消費者庁様のご協力により、医療機関ネットワークの情報をご提供いただいたものです。第1回協議会で山中委員より、誤飲だけでなく、鼻や耳に入れる危険性についてもご指摘がありましたので、一番最後になりますが、鼻に入れた事例についても2件お示ししております。

次に、資料3-2をごらんください。こちらは家電製品協会様とビジネス機械・情報システム産業協会モバイル部会様より、リモコンや電卓、電子手帳等のボタン電池等使用製

品の安全対策の実施状況についてご提供いただいたものです。いずれも会員企業の製品では全て電池室の安全対策が実施されております。

次に、資料4、「子供に対するボタン電池等の安全対策」に係る現状と課題についてご説明いたします。

まず、資料の2ページの1、ボタン電池等の誤飲事故の状況ですが、第1回協議会資料の事故事例の分析結果と今回のアンケート調査結果から、保管・放置、製品から電池が外れた、電池交換時に短時間放置した（ちょい置き）の3つの状況に分類し、それぞれの状況別に現状と課題をまとめました。

(1) 「使用前及び使用後の保管・放置」では、ヒヤリ・ハット等経験者の24%がボタン電池等を子供の手の届くところに放置しており、ボタン電池等の危険性について消費者の意識は低く、意識を高める必要があります。また、所定の場所で保管している場合であっても、引き出しの中、棚の上など、親が子供の手が届かないと思っている場所から子供が電池を取り出しており、保護者の思い込みでなく、保管場所は確実に手の届かないことを子供の成長とともに再確認する必要があります。

また、未開封のパッケージから子供が電池を取り出している回答もありました。パッケージについては、再現実験でも2歳から3歳の子供ではパッケージを開けられる可能性が確認されており、パッケージに入った電池であっても子供にさわらせないことが必要ですが、子供が開封している事例があることから、これらの電池パッケージの対策が望まれます。

3ページをごらんください。(2) 「ボタン電池等使用製品から電池が外れた」では、ボタン電池使用製品の安全対策の現状は、玩具ではST基準、幼児用補聴器ではJIS規格、そのほかの製品においては電池工業会が発行するガイドライン等に基づき、構造による安全対策が実施されていますが、アンケート調査では、「子供が製品を壊した」や「床に落ちて電池が出てしまった」など、電池室の強度が不十分と思われる回答がありました。電池室の強度については、現在メーカーごとの対応となっていることから、電池室のふたの強度についても具体的な基準を設けて安全対策をする必要があると考えられます。電池工業会のガイドライン等にも、ふたの強度について考慮する旨、追加されることが望まれます。さらに、JIS規格が定められている製品については、次期改定時にJIS電池室のふたの強度の基準を含めた安全対策を盛り込んでいくことなどが望まれます。

また、ヒヤリ・ハット等を経験した製品は、電池室のふたの構造はねじ止めや2アクシ

ョンなど安全対策がとられていないものが多く、安全対策を実施している業界団体に属さないメーカー等の製品で電池室の安全対策が不十分な製品があると考えられます。これらのメーカーへの働きかけが必要となります。さらに、子供が触れる可能性のあるボタン電池使用製品は、ボタン電池を使用しないものに転換していくなど、誤飲のリスクを低減する取り組みも求められます。

4 ページをごらんください。交換時に短時間放置した「ちょい置き」では、さまざまな製品の電池交換時に起きており、電池交換直後のごく短時間に起きている事例もありました。たとえ短時間であっても電池を放置しない、子供の見ている前で電池交換を行わないといった注意喚起が求められます。

次に、2 「ボタン電池等及びボタン電池等使用製品の購入及び使用の実態」のうち、(1) 購入の実態について、アンケートより、プライベート・ブランドの製品のほか、電池工業会会員以外の電池も半数以上購入されていることから、安全対策を実施する上では、これらの電池工業会会員以外の製造事業者や流通事業者などへの働きかけが必要となります。

5 ページをごらんください。(2) 「注意表示への意識」では、ボタン電池等、ボタン電池等使用製品とも半数以上が「注意表示を見ていない」「表記がない、気付かない」と回答しており、注意表記を読まずに使用する人が多いことがわかりました。注意事項が確実に伝わるような表示の改善が求められます。

(3) 「ボタン電池等及びボタン電池等使用製品の使用の実態」のうち、使用する際に注意しているかどうかでは、「特に注意していない」がボタン電池は2割以上、ボタン電池等使用製品は4割以上であり、消費者の意識を高める注意喚起が必要となります。製品の注意表示が読まれていないことも多いことから、製品の注意表記だけでなく、POP広告やウェブサイトなど、さまざまな手段で注意事項を伝える工夫が求められます。

6 ページをごらんください。3 「誤飲事故が起こる年齢」については、東京消防庁、国立成育医療研究センター及びP I O - N E T の受診に至る事故事例157件では、1歳児が多く、次いで0歳児、2歳児の順でした。アンケート調査でも、誤飲した、口に入れていたなどの危害、危険の経験は1歳児が最も多い結果となっています。事故事例では、兄弟が取り出した電池を下の子供が誤飲してしまうなど0歳児の事例もあることから、保護者に対して出産前の早い時期からの注意喚起が必要です。また、ボタン電池等の誤飲事故の特徴として、親がその瞬間を目撃せず、子供も自分から話せる年齢ではないことから発見

がおくれるおそれがあります。早期発見のために、家庭内にあるボタン電池等使用製品を確認するなど、消費者の意識づけを働きかける必要があります。

続いて、4「消費者の誤飲事故に対する認識」のうち、(1)「事故原因についての認識」は、ヒヤリ・ハット等の経験者は、その原因を、保護者が目を離した、保護者の配慮が足りなかったなど保護者の責任と考える人が8割を占めており、また、9割がその経験をどこにも報告していない状況でした。このため、事故情報が製造事業者や販売事業者に伝わりにくい状況があり、同様な事故を防止するために、事故情報の収集の必要性を周知し、消費者に事故時の報告を促す必要があります。

7ページをごらんください。(2)「事故の認知」では、アンケート調査では、ボタン電池誤飲事故についての認知は広まりつつあるものの、いまだ3割の人が重症事故が起きていることを知らない状況であることがわかりました。重症事故になることを知っている人のほうがボタン電池等の使用時に注意している割合が高いことから、注意喚起を継続し、さらに認知を広げていく必要があります。さらに、コイン形リチウム電池の誤飲が死に至ることがある危険性について半数以上が知らないことから、特にコイン形リチウム電池の危険性について周知強化する必要があります。

以上の現状と課題を消費者の行動別に整理し、8ページ、表4-1に整理しております。資料4の説明は以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、この資料4については後ほど詳しく議論させていただきたいと思っておりますが、先に、資料3-1、3-2、それから資料4の中で確認しておきたいことやご質問がございましたらお願いできればと思います。

最初に資料3-1で追加の事故事例の紹介がございましたけれども、これは過去何年くらいのデータですか。過去1年くらいですか。

○安全担当 第1回のときに収集した年で、過去5年間のデータに合わせて収集しています。平成22年以降の事例になっております。

○越山会長 ありがとうございます。1歳以下の事例も幾つかあって、悲惨な状況がだんだん浮き彫りになってきているなという感じがします。この中に鼻に入れた事例があるんですけれども、鼻に入るとどうなるのかというのは私にはよくわからないところがあります。

その後、資料3-2で工業会さんから、安全対策が進んでいるような状況であるという

ご紹介がありました。これについては何か補足説明とかございますでしょうか。

○町田特別委員 家電系はこのような形で、前回もご報告しましたけれども、電池工業会さんのガイドラインに従って自主的に皆さん対策をしているという状況が確認されました。

○越山会長 ありがとうございます。

これに関してはいかがですか。

○小野特別委員 家電製品協会さんの調査結果ですと、その他に入るんでしょうか。最近では、照明関係もリモコンであったり、あるいは業界が違うのかもしれませんが、シャッターとかブラインドもリモコンで自動開閉できるものがあったりします。このあたりのリモコンも、家電製品協会として何か関係があるのでしょうか。

○町田特別委員 今おっしゃったようなものは、照明そのものについているリモコンについては調べていますけれども、シャッターですとか、あるいは買った後に、後から取りつけて照明をオン・オフするような、ホームセンター等でよく売っているようなものがございますよね。それは我々の業界ではなく、かなりアウトサイダー的なところでつくられているので、我々もわからないという状況です。

あと、シャッターについては私どもの家電製品の範疇とはまた違うので、それは確認しておりません。

○小野特別委員 家電製品協会の会員企業さんのどこかに外注されてつくられて、自社のブランドで自社製品と一緒にセット販売されているような可能性はないんでしょうか。ブラインド業界においても、シャッター業界においてもですが。

○町田特別委員 シャッターは、どちらかというところ、家電製品というよりも家具とか、そちらの分野ではないかと思えます。

○田近氏（釘宮委員代理） 今のシャッターに関連してですが、シャッターでも非常に有名な企業さんのリモコンも非常に小さくて、それはやはりボタン電池を使っておりまして、取り外しは非常に簡単にできるものもございます。

それから、こちらの事故事例の商品を拝見いたしますと、やはり子供の手になじみやすい、キッチンタイマーですとか、あと扇風機のリモコンなども四角くて、ちょうど子供の手になじみやすい。そういうものに関してはまた事故事例も多いので、早急に安全対策は重点的にしていくべきではないかと思えます。

○山中特別委員 先ほどの鼻に入れてびらんができるという話ですけど、ボタン電池は食道にとどまるとすぐに電気が流れてびらんになるのですが、胃の中に落ちてしまえば普通

は72時間後ぐらいに7～8割は便の中に出てくるんです。鼻の穴も粘膜ですから、鼻の中に押し込めると、ボタン電池と粘膜がくっついた状態が続きびらんが生じるということです。耳に入れても、耳の穴が乾いた状態なら電気は流れないかもしれませんが、少しぬれていればすぐに電気が流れ始めて、耳道にびらんができるということです。要するに、ボタン電池が粘膜に押しつけられた状態で、電気が流れる状態であれば傷害が発生するということです。鼻は、ひどい場合には鼻中隔に穴が開きます。おわかりですか。

○越山会長 はい、何となく。

○山中特別委員 胃の中では、電池が押しつけられる状態にはならないので、あまり心配はないんです。くっつかず、胃の中に浮いていますので。

○越山会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。資料4は後ほど詳細な議論の時間をまたとりたいと思いますが、ちょっとこの記述は行き過ぎじゃないかなとか、これはまだ途中であるからとか、そういうご意見でも結構ですけれども、よろしいですか。

○町田特別委員 1点、資料3-1でボイスレコーダー、1歳3カ月のお子さんが「録音してあそぶ機器」と書いてあるんです。これ、通常のボイスレコーダーがございますよね。これは、子供用のボイスレコーダがあるということなのでしょうか。

○安全担当 事故事例の情報からは、おもちゃなのか、そういった一般的なものなのかということまではわからない状況でした。

○越山会長 そうですね。普通のボイスレコーダーというのは、ボタン電池じゃなくて、バッテリーか何かですね。

○町田特別委員 そうですね。

○越山会長 お子さん用のしゃべる人形のおもちゃみたいなものなのかもしれませんが、ちょっとこの段階ではわからないようです。申しわけありません。

よろしいですか。

それでは、現状と課題について、引き続き、事業者団体の委員から取り組み案についていただいているようですので、これについて資料5のご説明をいただければと思います。お願いいたします。

○安全担当 それでは、資料5「事業者団体の取組（案）」についてご説明します。こちらは、第1回協議会以降、特別委員の各事業者団体様からご提案いただいたものです。

各団体様、これまでの安全対策の取り組みについても記載されていますが、今回そちら

は割愛させていただき、今後の取り組みについて読み上げさせていただきます。

1、商品等の安全対策等。

(1) ボタン電池等に関する安全対策。一般社団法人電池工業会。電池工業会ガイドライン等の改定。IEC国際規格及びJIS規格の改定で「コイン形リチウム一次電池の誤飲は死に至ることがある」旨記載されたことに対応し、表示に関するガイドライン等のうち、コイン形リチウム一次電池を誤飲した際の危険性に関する項目について改定し、電池工業会のホームページ上で無償公開した。②パッケージの表示改定について。上記ガイドラインに沿って、コイン形リチウム一次電池のパッケージの注意喚起のための表示を改定する。具体的には、平成28年度より市場導入する。③パッケージの設計改良について。子供が開けにくいパッケージへの改良へ向け、電池工業会内に「コイン形リチウム一次電池のパッケージ検討ワーキンググループ」を新設し、検討を開始した。誤飲事故防止のためのパッケージのあり方、基準、評価方法等に関して具体的な協議と検証を行い、電池工業会としてのガイドラインを検討する。電池工業会傘下の会員会社においては、改良したパッケージを平成28年度中に市場導入すべく取り組んでいく。

(2) 電池使用製品に関する安全対策。

一般財団法人家電製品協会。①誤飲の危険性及び誤飲防止に向けた安全対策が織り込まれたオーディオ機器・情報機器のIEC62368-1規格について、JIS規格化する。②その他製品についても、IEC規格及び電池工業会の改定後のガイドライン等に準じ、安全対策について徹底していく。

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会。①誤飲の危険性及び誤飲防止に向けた安全対策が織り込まれたオーディオ機器・情報機器のIEC62368-1規格について、JIS規格化する。②その他製品についても、IEC規格及び電池工業会の改定後のガイドライン等に準じ、安全対策について徹底していく。

一般社団法人日本計量機器工業連合会。①内部技術委員会等を通じ、会員に対し、取り組みの強化を呼びかける。②関連JIS等の規格類は、定期改定時に「蓋等の脱落防止」等の強化を図るべく、改定後のガイドライン等に準じ、安全対策等について配慮する。

一般社団法人日本玩具協会。①会員・STマーク使用許諾契約企業に対し、本アンケート結果を報告するとともに、ボタン電池の危険性とST基準（電池室の安全対策）について改めて書面にて周知徹底する。②消費者に対し、玩具の購入の際に、STマークを目安とすることを啓発する。

以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

資料5の「事業者団体の取組（案）」について、各事業者団体様から補足説明等ございましたらお願いしたいと思います。時間の関係もあるので、できるだけ多くの皆様のご意見をいただきたいので、要約してご紹介いただければありがたいと思います。

最初に、電池工業会様からの取り組み状況について補足説明等ございましたらお願いいたします。

○寺尾特別委員 電池工業会の寺尾でございます。事業者団体の取組（案）について、追加も含めて、おさらい的にもなるかもしれませんが、少し説明をしたいと思います。

まず、ボタン電池ですけれども、いわゆる軽薄短小の機器に多く使われるようになってきておりまして、皆さんご存じのとおり、補聴器等、ハンディキャップを有する方々にも貢献する商品としてお使いいただいています。最近では、コイン形リチウム電池をさまざまな用途に使おうということで、例えばですが、高齢者の見守りのシステム、児童の登下校のシステム、防犯ブザー、こういった防犯、防災、事故防止のためのシステムに使おう。あるいは、心電図、ペースメーカーのいわゆるパルス情報の記録機器ですとか、救急通報システム、血糖値の測定器など医療関係等の分野にも活用されてきています。これは、リチウム電池の高電圧、それから高い容量、多くの容量を有する特徴を生かして、できるだけ少ない電池、1つの電池で機器を動かそう。こういったことで、高齢者、児童、ハンディキャップをお持ちの方々にも負荷なく使っていただくようなシステムに貢献するキーデバイスとして位置づけられてきています。

しかし、残念ながら、本協議会のテーマになっておりますとおり、コイン形リチウム電池を誤飲して重篤な災害、海外では死亡事故も発生している。こういった大変憂慮すべき事態というふうに私どもも感じております。本協議会を通じまして、これまで以上に対応を強化していこうという考えでございます。

資料に3点ほどございましたけれども、これにつきましては記載のとおり進めていっております。1点目のガイドラインの改定につきましては、具体的には10月13日に改定を完了し、ホームページ上に無償で公開をしております。電池工業会以外の会員以外の方々にもごらんいただけるようにといった思いでございます。

3点目、ワーキンググループの名称につきましては若干変更しております。誤飲対策パッケージワーキンググループということで、少し名称が長いということも含めて名称を変

更しておりますので、修正をお願いしたいと思います。

加えて4点目として、実は技術的には非常に高いハードルがあるわけですが、電池そのものの改良についても、誤飲した際のリスク低減を図るために、設計改良を会員各社に働きかけさせていただきながら、前向きに検討を進めていくよう努めてまいります。これが1点追加でございます。

以上、大きく4つを進めてまいりますけれども、今の子供たちを守る即効性ある対策ではないと私どもも思っておりますし、いかんせん、海外製あるいは会員以外の電池も多く日本に輸入してきております。WTOのTBT協定というもとで経済のグローバル化が進展しておりますので、すぐには止められない、容易には止められないという状況もございます。こういったことも含めまして、消費者の方々にも正しく認識をしていただき、安全にできるだけお使いいただきたい。こういった消費者啓発につきましても、電池工業会としてもさらに強化をして進めてまいりたいと思っております。

加えまして、この協議会を通じまして、ボタン電池等をお使いいただいている方々、利害関係者全員のご協力のもと、こういったことを強化できればいいなというふうに感じております。当然ですが、電池工業会としても、電池を機器組み込みの際にお買い求めいただくいろいろな機器メーカーの方々にも、取引の中で、こういったことがないよう電池室の具体的な設計についてもお願いをするなど、こういった働きかけも従来どおり続けてまいっている所存でございます。

少し繰り返しになった部分もございますが、追加説明ということでさせていただきます。以上でございます。

○越山会長 ありがとうございます。質問等があると思っておりますけれども、先に進めさせていただければと思います。

引き続き、家電製品協会様のほうから補足説明等ございましたらお願いします。

○町田特別委員 それでは、家電製品協会からの安全対策でございますけれども、現状認識等は、先ほど寺尾委員からご説明いただいたようなことで、電池工業会さんのいろいろな動きに合わせて私どももきちっと対策をしていくというのは、今までもやっておりますし、これからも引き続きやっております。

今回ここに打ち出させていただいたのは、ガイドラインについて、今までは、自主ガイドラインということでございました。もちろんきちっとやっているんですが、公にIEC 62368-1ができて、これをJIS化するということで、きちっと第三者的にも認めら

れた規格ができますので、これに従って会員メーカーについては今後の製品づくりに反映していくことを当然やっていくということでございます。

それから、電池工業会さんがいろいろと啓発関係をやられています。我々、もともとボタン電池、コイン電池を使っている製品は少ないんです。機器側としては、ご存じのように、テレビのリモコンはほとんど単4とか単3で、そちらのほうが安いとか手軽に買えるとかありますので、デザイン的にスリムにしたいですとか、小さくないと収まらないとか、そういう製品以外はボタン電池を使う機器は少ないんですけれども、そういう機器も現在ございます。それから、今後、先ほど寺尾委員がおっしゃったようなウェアラブル化ですとか、高齢化になってきて新たな市場もふえてくることも当然あると考えております。そういう市場に向けてボタン電池が、補聴器のように、いろいろな身につけるような健康器具が今後予想され、ボタン電池が活躍する場は当然あると思います。一方、ボタン電池がある面では誤飲による危険性も有しているというのもございますので、そういうことをきちっと認知していただきながら、社会に非常に有益なものをつくり出せる可能性は失わせていけないと思っており、こういう規格をしっかりと守ってやっていければと考えている次第でございます。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続き、ビジネス機械・情報システム産業協会様から補足等ございましたらお願いいたします。

○根岸特別委員 根岸と申します。

産業協会では電子辞書と電卓というものを扱っておりまして、昨今の電子辞書のほうでは、電池としましてはボタン形の電池は使っていませんで、ほとんど充電式の商品ないし単3あるいは単4型の電池を使っている商品になっております。対しまして電卓は、ご家庭には1台から2台ぐらいあると思いますけれども、量販店で販売させていただいております電卓にはほぼ間違いなくボタン電池がのっかっております。そこに対しましては、電卓というものは結構軽くて、荒く扱う場合がございますので、商品づくりの中でも、ある程度の高さから落っこっても破損しないように、さらに電池室、電池ぶたが外れないように、ご家庭にあるかどうかといういろいろな疑問はありますけれども、精密ドライバーで開けるような構造になっております。ですので、簡単には開かない構造と、落下でも簡単に開かない構造、あと商品が壊れない構造ということを考慮したつくりになっておりますので、これは今後とも継続していきたいと考えております。

あとは、J I Sのほうで規格化された段階で、それに準じた対応が必要になった場合にはそれに準じていく所存でございます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き日本計量機器工業連合会様のほうからお願いいたします。

○小島氏（竹内特別委員代理） 本日は代理で出席をさせていただいております。私どもは計測器をつくる団体でございます、ご指摘の中で体温計等も当工業会の会員がつくって皆さんにご提供させていただいていることもございまして、私どもとしても取り組みを強化していかなくてはいけないというふうには考えてございます。

まず、現状でございますけれども、つくっている計測器そのものはボタン電池ではなかなかもないこともありまして、多くの計測器はやはり充電電池と通常の乾電池を使うケースがございます。ボタン電池を使っているのはごく一部でございます、ここに書かせていただいた非常に薄型のレタースケールとか体組成計、身につけていただいて歩数計等と組み合わせて使う体組成計等がこういったボタン電池を利用させていただいているということでございます。各メーカーにおきまして自主的にガイドラインに沿って対策を講じておりまして、工業会として統一的な何か対策というようなものを今までやってきているということではございません。ただ、今回いろいろこういう資料をご提供いただきましたものですから、私ども内部の中に設けております技術委員会等で周知をしながら取り組みを強化してまいりたいというふうにご考えております。

また、一部の機器につきましてはJ I Sが整備されております。ただし、計測器のJ I Sの場合は、安全対策というようなことであまり配慮がされているわけではなくて、どちらかというと、正確に計測をするための規格でつくられておりまして、構造に言及しているものはあまり多くございません。ただ、電子体温計等はJ I Sが整備されてございますので、こういったところで構造の中に若干でも安全対策を強化すべく、何か盛り込んでまいりたいというふうにご考えております。

ただ、ちょっと課題でございますが、今申し上げましたように、実は整備されておりますJ I Sはごく一部でございます。それから、業界基準もごく一部しかないこともございまして、規格のないものに対してどう対応していくかというのはちょっと悩ましく考えております。

それから、当業界もそうなんです、多くがインターネット、それから家電量販店で計測器が販売されておりますが、多くは国内の事業者が製造しているものに限定されません。

特に国内製造事業者がつくっているものの中でも外国から輸入して使うようなケースもございまして、日本のJ I S規格の中で要件を設けておりましても、なかなかその規格どおりのものが市場の中に提供されているということではございません。その辺は今後、当業界も啓蒙活動はしてまいりたいというふうに思っておりますが、特に規制のかかっていない機器類については、そういった情報提供をどうしていくかというのは今後の課題かなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き日本玩具協会様のほうからお願いいたします。

○山口特別委員 日本玩具協会でございます。

東京都さんがまとめてくださった①に関しましては、昨年、消費者庁さんと国民生活センターさんがプレスリリースをされたときに当協会に協議をいただきまして、それに関しましては、これと同じような形で関係者に周知徹底をさせていただいております。特にOECD、先進国全体でボタン電池の安全対策をしているという昨年のことにつきましては、関係者に周知させていただきました。今年につきまして東京都さんがまとめてくださったものにつきまして、改めてボタン電池の危険性と、私どもの基準について周知することと、アンケート結果につきまして、玩具が子供にとっては接する機会が多いということを改めて感じましたので、そういうところも含めて報告させていただきたいと思います。

②につきまして、消費者に対してSTマークを目安とすることを啓発することにつきましては、東京都さんも協力したいとおっしゃってくださっているので、いろいろやっていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○越山会長 皆様、どうもありがとうございました。

ここで実は各工業会様の取り組み状況についての質問タイムが設けられているわけではなくて、その後、引き続き別の資料のほうに入る予定になっています。その前に、どうしても今のご説明だけではわかり切らないので、ここだけ質問してみたいところとかございますでしょうか。よろしいですか。

先ほどの再現実験やアンケート調査結果、それから先ほどの資料4の中にも事務局による現時点での原案という形で幾つか要望事項について考えられそうなものを列記しておりました。これとの関係に関しても含めて後ほどまた議論させていただければと思っております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

それでは、以上を踏まえて資料6の「子供に対するボタン電池等の安全対策」に係る今後の取組についての提言（案）について事務局からご説明いただければと思います。お願いいたします。

○安全担当 それでは、資料6をご説明させていただきます。協議会で実施した調査結果と事業者団体さんからの取組（案）を踏まえて、ボタン電池等の安全対策に係る今後の取組について提言（案）をまとめました。

1、商品等の安全対策等。

（1）ボタン電池等に関する安全対策と安全基準の強化。

①ボタン電池等の安全対策。

ア、電池パッケージの改良。調査では、未開封のパッケージ内にあった電池を子供が取り出した。また、再現実験では、子供が興味を示して開けようとした2歳から3歳児はほとんど未開封のパッケージを開けることができた。ボタン電池等のパッケージについて、子供では開けられない工夫を施すなど改良が必要である。特にコイン形リチウム電池の誤飲は「死に至ることがある」ため、早急な対応が求められる。現在、本協議会をきっかけに、製造事業者団体及び製造事業者は、コイン形リチウム電池のパッケージの改良について検討し、平成28年度の市場展開を目指しているところだが、これら電池パッケージの安全対策について着実に進め、安全対策の促進を図ること。

イ、ボタン電池等の注意表示の改善。注意表記を「あるが見ていない」。理由は「面倒である」が多く、「字が細かくて読む気にならない」もあった。電池のパッケージにおける注意事項の表示は、重要な警告や禁止事項を記載しており、消費者が確実に読んだ上で使用できるよう、表示についての工夫が必要である。製造事業者団体及び製造事業者は、消費者に注意事項が的確に伝わるよう、注意表示を改善していくとともに、パッケージ以外での周知方法も検討し、積極的な注意喚起を行っていくこと。また、JIS規格では、コイン形リチウム電池の誤飲は「死に至ることがある」など、誤飲の危険性が明記され、表示について規定されている。電池工業会は、JIS改定に対応しガイドライン等を改定しており、製造事業者に対し、改定したガイドラインの普及を積極的に図ること。各製造事業者は、これを踏まえ、コイン形リチウム電池の注意表記に、誤飲は「死に至ることがある」を明記すること。

②安全対策基準の強化。IEC規格及びJIS規格の改定でリチウム電池の誤飲の危険性が明示され、表示について規定された。これに対応するため、一般社団法人電池工業会

は、「一次電池安全確保のための表示に関するガイドライン」を改定したところである。上記①にあるパッケージの改良については、検討が進んだ段階でガイドラインに反映させ、ボタン電池等の安全基準の強化を図ること。

③電池工業会会員以外の製造事業者及び流通事業者の安全対策。電池の安全対策は、電池工業会及び同工業会会員の製造事業者による取り組みを推進していくとともに、会員以外の製造事業者における安全対策も着実に促進していく必要がある。プライベート・ブランドの製品を販売している流通事業者は、電池工業会のガイドライン等に基づき、商品開発の段階から安全に配慮した製品づくりを進めること。また、電池工業会会員以外の製造事業者がボタン電池等の安全対策の推進を図るには行政の役割が重要である。国は、電池工業会会員以外の製造事業者に対しても、子供が開けにくいパッケージへの改良や消費者への注意表記の改善など、ボタン電池等の安全対策が図られるよう方策を講じること。また、都は、今回の協議会報告について広く情報提供を図っていくこと。

(2) 電池使用製品に関する安全対策。

①製品の電池室のふたの安全基準の強化及び安全な商品の開発。ボタン電池等使用製品のうち、事業者団体のある製品では、ふたをねじ止めしたり、2アクションで開く構造になっているなど安全対策がとられている。しかし、今回行ったアンケート調査では、子供がいじって取り出したもののほか、子供が電池室を壊したり、製品が落ちて電池が外れている。

製造事業者団体は、製品の使用実態を踏まえ、製品の電池室の安全対策として、子供が開けにくい電池室のふたの構造に係る基準に加え、多少の衝撃で電池が飛び出ないようにする、ふたを開けたときに電池が外れにくくする、具体的な強度や試験方法などを規定するなど、安全基準の強化に努めること。使用製品のうち、J I S規格が存在する製品については、電池室の安全対策について盛り込んだ改定を行うとともに、J I S規格のない製品については、電池工業会の電池使用製品のガイドライン等の周知徹底を図るなど、ボタン電池等の誤飲防止に向けた安全対策の強化を図っていくこと。

国は、ボタン電池等を使用する製品の製造団体に対し、次期J I S改定時にボタン電池等の危険性及び電池室の安全対策について規定するよう働きかけること。

また、J I S規格化の推進やガイドライン等の公表を通じて、ボタン電池等の危険性及び誤飲防止に向けた安全対策の重要性をアピールすることにより、事業者団体以外の企業にもボタン電池等使用製品の安全対策の推進が期待される。製造事業者団体は、ボタン電

池等使用製品の安全対策基準について積極的に公表していくこと。製造事業者は、こうした基準や消費者の使用実態を踏まえ、電池室の安全対策の強化やボタン電池等を使用しない製品への転換など、安全な商品の開発に努めること。

②事業者団体に属さない製造事業者や、流通事業者・販売事業者の安全対策。今回のアンケート調査では、製品から電池が外れた製品の電池室は、工具を使用しないでふたが開けられる製品が半数以上あったことから、市場には、安全対策が十分でない商品も流通されている。このため、事業者団体に属していない製造事業者の安全対策の推進が必要であり、これには行政の役割が重要となる。国は、事業者団体に属さない事業者がボタン電池等使用製品の安全対策の推進を図るため、横断的な安全基準の策定など必要な措置を講じていくこと。また、都も今回の協議会報告を広く情報提供していくとともに、事業者団体に属さない事業者への安全対策促進に向けた働きかけを行うこと。

また、ヒヤリ・ハット等の経験のうち、製品からボタン電池が外れた製品の入手経路はさまざまであり、流通・販売段階においても消費者が安全な商品を選択できるよう、流通事業者及び販売事業者は、安全な商品の仕入れ・販売促進を図るとともに、販売事業者は、POP広告の活用や商品の陳列の工夫など、消費者に対し、安全な商品の普及を図ること。

国は、流通事業者向けガイドや製品安全チェックリストを浸透させ、徹底を図ること。また、国や都は、流通事業者や販売事業者に対し、今回の協議会報告を情報提供するとともに、誤飲事故防止に向けた安全対策が施された製品の仕入れや販売を促進するよう働きかけを行うこと。

2、消費者の安全意識の向上。

(1) コイン形リチウム電池の誤飲の危険性の周知徹底。

国、都、製造事業者団体、製造事業者、流通事業者、販売事業者、消費者団体、子育て支援団体、あらゆる主体があらゆる機会を活用し、コイン形リチウム電池の誤飲は「死に至ることがある」危険性について消費者への周知徹底を図ること。周知徹底に当たっては、今回の実験画像を活用し、視覚的に訴えるなど、消費者にわかりやすい注意喚起を積極的に行うこと。

製造事業者団体及び製造事業者は、商品のパッケージの表示のほか、ホームページへの掲載やリーフレットの作成、イベント開催時における広報などあらゆる機会を捉え、コイン形リチウム電池の誤飲は「死に至ることがある」危険性があることについて消費者に届くように繰り返し周知を図ること。

(2) 消費者への積極的な注意喚起。

ボタン電池等の誤飲の危険性についての認知度は高まりつつあるが、いまだなお認知していない人も約3割おり、周知が十分とはいいがたく、消費者への積極的な注意喚起が必要である。事業者団体や製造事業者は、消費者の安全意識を向上させるため、今回行った調査による消費者の使用実態等を踏まえ、消費者の行動に結びつく具体的な安全対策の情報を合わせた情報提供のほか、消費者にとってわかりやすく浸透しやすい注意喚起を積極的に行っていくこと。

(3) 消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起。

今回の調査から得られた消費者の使用実態や危害、危険、ヒヤリ・ハットが起きた状況を踏まえ、より具体的な注意喚起を行い、誤飲事故防止に向けた行動に結びつく啓発を行っていくこと。また、今回の調査では、ヒヤリ・ハットを含め、事故が発生した場合に、大半の人はどこにも報告や相談をしていないことから、同種の事故防止のため、製造事業者や消費生活相談窓口の情報提供する旨も注意喚起していくこと。例えばボタン電池等の危険性、その取り扱いについて具体的な注意事項では、子供の手の届かないところとは、届かないと保護者が判断するのではなく、手の届く範囲のデータ「子どものからだ図鑑」などに基づいた保管場所とするなど、具体的に記載します。

ボタン電池使用製品の取り扱いについての具体的な注意喚起事項。都、国及び事業者団体、消費者団体及び子育て支援団体は、消費者が製品を購入する際には安全対策が施された商品を選択できるよう、消費者に対し普及啓発を行うこと。流通事業者や販売事業者は、ボタン電池等の誤飲の危険性を十分認識し、安全な商品の仕入れ及び販売を促進すること。また、都、国及び事業者団体、消費者団体、子育て支援団体は、消費者のボタン電池等使用製品の使用に当たって、誤飲防止のため、誤使用の禁止、対象年齢の徹底、兄弟がいる場合の注意など、以下の具体的な注意事項について積極的な情報提供を図ること。以下についてはごらんとおりです。

(4) 消費者への効果的な普及啓発。

あらゆる機会を捉え、さまざまな媒体を使用した広報を行うこと。SNSを有効活用し、ユーザー側の情報発信を促進するなど、対象に届く効果的な広報を展開していくこと。子供向けのイベントなど乳幼児を持つ世代が多く集まるイベントと連携し、さらに視覚的に訴える今回の再現実験の映像や写真などを活用し、誤飲の危険性をアピールする。実際の誤飲は1歳児が多いことから、ボタン電池等の誤飲の危険性や誤飲防止に向けた注意事項

について、保健所などと連携し、子供が生まれる前から普及啓発を積極的に図ること。

(5) 消費者が安全な製品を選択できるような販売時における広報。

POP広告の活用や商品の陳列の工夫など、安全な商品の販売促進を図る工夫を凝らすことにより、販売時において安全な商品の消費者への普及を図ること。

3、事故情報等の収集と活用体制の整備。

(1) 業界としての相談窓口の周知徹底と事故情報データの活用。

事故情報は、報告や相談がされにくく、商品の改善や基準の改定につながりにくい状況にあるため、製造事業者団体は、情報を受け付ける窓口についてさらなる周知を行うとともに、受け付けた情報の共有や活用の仕組みを整えていくこと。また、収集した情報を商品改善等につなげ、安全性の高い商品の普及に努めること。さらに、商品改善などに伴い使用実態も変わっていくことも想定されるため、収集は継続的に行い、さらなる事故の未然・拡大防止につなげていくこと。

(2) さらなる安全対策に向けた事故情報等の提供と効果検証への協力。

都は、今回の協議会報告の提言を受け、ボタン電池等の安全対策の推進が着実に図られたかなど、適宜的確に効果検証を行うこと。また、国や都は、安全対策を着実に推進していくため、製造事業者団体等に対する事故情報等の提供や商品改善等の効果検証に資するデータの提供などを積極的に行うこと。

以上が資料6の説明です。

○越山会長 ありがとうございます。

ここまでで資料が何種類か出てきましたが、本日の議論のメインはここからになります。まず最初に、実験調査結果、それから皆様のご報告を踏まえて、先ほどご紹介していただきました資料4「子供に対するボタン電池等の安全対策」に係る現状と課題を踏まえて、今の資料6の提言(案)をご用意させていただいております。資料6は現時点では案です。あと1回あるこの協議会でこの提言(案)を完結していきたいと思っています。これには関係の皆様方のご協力やご理解、ご支援等がないとなかなか難しい部分があると思いますので、十分ここでこの件について議論をした上でまとめていければと思っています。

最初に、議事次第に基づきまして資料4、ここは先ほど、実態調査を踏まえて、実態はこういうものかという課題みたいなものを整理させていただいております。これを踏まえて資料6に移ります。資料4については、先ほど詳しい議論は後ほどというような形にさせていただいておりますが、この理解でいいのか、または、もっと深く考えるべきなの

かなというような部分や、疑問箇所もあろうかと思えます。最初に資料4について若干質疑応答の時間をとらせていただきたいと思います。

まず、資料4の1ページ目には四角い箱でくくって要約をまとめてあります。本体は、1番目がボタン電池の誤飲事故の発生状況について、最初に消費者の保管の問題、2つ目は電池が電池室から外れてしまった件について、3つ目は、「ちょい置き」という言葉を今回から使わせてもらっているんですけれども、こういうものが要は事故誘発の要因になるのかなと、新しい言葉としてご提案させていただいています。4ページ以降は、ボタン電池等の購入や使用の実態調査について再度整理させていただいております。購入の実施、注意表示の意識の問題、それから使用の実態みたいなものを書いて、最後に6ページのところに誤飲事故が起こる年齢、ここは前々から1歳児以下あたりが非常に問題かなというような指摘が出ておりますが、そのようなことが書いてあります。4番目として、消費者の誤飲事故に対する認識の問題、その認識はどう徹底できるのかについて書いてあります。現状ではお子様をもっているお母さんの3割ぐらいしかこの重大性を認識していないんじゃないかという調査結果もあつたりするので、この事実関係を十分配慮しなくちゃいけないというようなことをおまとめいただいております。この資料4に関して、まず最初にご意見やご質問等がございましたらお願い申し上げます。

○小野特別委員 この資料4の中には使用後の保管・放置について言及されていますが、これは家庭内のことだと思います。そこから先は、自治体さんが「使用済みの乾電池」として回収されていと思います。私の知っている限りですが、また自治体さんによって違うのでしょうが、ボタン電池は、コイン形のリチウム電池しか回収しないと聞いています。理由は、水銀を使っていないからだそうです。東京都さんがどうなのか調べてくる時間がありませんでしたが、電池工業会さんは自治体に代わってボタン電池回収缶を電器店の店頭置き、回収処分されていると聞いています。このあたりの現状を、どこまで自治体さんがやっているとか、東京都さんも含めて教えていただければと思います。

○寺尾特別委員 今ご質問がございましたボタン電池の回収につきましては、電池工業会として自主的な取り組みとしてさせていただいている取り組みでございます。もともとの背景は、いわゆるボタン電池に水銀を含有していることから回収を推進しようということで、自主的に立ち上げた事業でございます。それまでは各会員メーカーで回収をしていたスタイルを、電池工業会のほうで一本化してやるスタイルに変わってございます。あわせて、回収協力店ということでご登録をいただきまして、その上で私ども電池工業会と

しても廃棄物の広域認定を取得させていただきまして、協力店のご協力のもと、今は回収缶というものを協力店に置かせていただいて、回収事業をやらせていただいております。

ただ、いかんせん、協力店の数がまだ1万店強でございますので、そういった観点からしますと、全ての電池を回収できるような事業規模ではないというのが今の実情でございます。

加えまして、そのボタン電池の缶の口のサイズですけれども、直径20ミリのリチウムコイン電池は入らない。対象外でございます。もともとリチウム電池につきましては水銀を含有していない製品でございますので、そういった観点で対象ではないということもございます。そういったことも含めて、各地方自治体のほうでは、資源ごみですとか有害ごみですとか、いろいろなカテゴリーで回収されているということで理解をしております。

○越山会長 よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。

先ほどの再現実験では、1歳以下では未開封のパッケージを自分で開くことはなかったということですが、実態としては、2歳から3歳のお子さんは開いちゃうなということもわかってご指摘されておられるようですね。あとは、2アクションがなかなか浸透していないかなとか、電池室の強度に関してはまだグレーだなというような指摘が述べられています。ほかにこの見解に対して、ご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、今のこの資料4も踏まえて、資料6、今の時点では提言（案）という形になっておりますが、この方向性についてご議論いただきたいと思います。全体的な流れですが、前回の第1回にお集まりいただいた後に、再現実験やアンケート調査の方法等について一度検討いただき、今回その結果の説明がありました。そして本日の議論の結果を踏まえて第3回につなげる予定となっております。以降は特に追加の実験等をやるわけではなくて、この提言（案）をしっかりと皆様で議論して、実施の可能性、または実践的なものになり得るのかというところを十分皆様のご意見をいただきながら、ご議論いただければと思います。

まず、この資料6「子供に対するボタン電池等の安全対策」に係る今後の取組についての提言（案）について、項目ごとに順番にご議論、ご意見をいただきたいと思います。

最初に、資料6の1ページ目の中段にあります1の「商品等の安全対策等」、この箇所についての提言（案）についてご意見をいただきたいと思っております。この「商品等の安全対策等」の（1）がボタン電池等に関する安全対策と安全基準の強化の話、それから3ページ目には電池使用製品に関する安全対策という流れで書いておりますが、これにつ

いてどうぞご忌憚のないご意見等をいただければ幸いに存じます。

○山中特別委員 私は、ボタン電池の誤飲で死亡事故まで発生している一番の原因は、ボタン電池そのものの構造にあると思っています。前回もちょっとお話ししたんですが、きょうは電池工業会の方から、ボタン電池の構造そのものも検討するというお話がありました。そのことがこの提言（案）の中に1行も書かれていないようなので、ぜひ「ボタン電池の構造そのものも検討する必要がある」というような文言を入れていただきたいと思っています。

既に数年前から、例えば器具から外に出たときにはボタン電池の一部が盛り上がって電流が流れないような仕掛けのボタン電池とか、構造的にはいろいろな案が出ています。多分、今後は起電力も上がり、電池の使用頻度も増えるので、今のままの構造だと危険度は変わらないといえますか、かえって増大するのではないかと考えています。要するに、粘膜にくっついた状態でも電流が流れないような構造にすればいいわけで、その構造の点について「すべきである」ではなく「検討する必要がある」ぐらいは入れておいていただいたほうがよろしいんじゃないかと思っています。

○越山会長 非常に参考になるご指摘でした。今、先生がお話しされた対応例というのはどこでご紹介されているのですか。

○山中特別委員 今から3年ぐらい前、ニュージーランドで開催された世界事故予防会議で、普段は電気が流れないけれども、器具に押し込んだときだけ金属片が逆転して電気が流れる。もし外れた場合にはその金属片が元に戻って電流が流れないような仕掛けのものなどが紹介されました。たしか西田委員がスライドを持っていますよね。ちょっとスライドでごらんに入れますけれども、ボタン電池の構造そのものを変える案もいくつか大分前から出ています。

西田さん、スライドで紹介できますか。

○西田委員 ちょっと探しますね。

○越山会長 では、その間に、電池工業会さんの、先ほどのご説明の①から③以外に電池の改良の取り組みを開始したお話がありました。その中には誤飲防止の目的に関するようなものも考え始めようというような追加のご指摘があったかと思うんですけれども、今の山中先生のお話のような構造自体から何か対策するということもお考えなんではないでしょうか。もしよろしければ。

○寺尾特別委員 電池そのもののいわゆる設計の改良についてなんですが、具体的な中身

はそれぞれの各社のある意味特許にもかかわるとかいったことで、電池工業会のほうには細かい情報は残念ながらおろしていただけない状況でございますので、私のほうからそういったことはちょっと発せられないというのが現状でございます。

ただ、今それぞれの会員企業のほうで、具体的にどこまでどういうことをやるかということとは別としましても、構造だけでなく、表面の処理ですとか、反応を遅くするとかいったことを含めて、どういった手だてがあるのかということはいろいろと調査を既に行っています。一部、事務局のほうからご紹介いただきましたけれども、電池の表面にすごい苦みのあるものを塗ってはどうかといったお話もいただいたりして、既に検討しています。例えば苦みのあるものを塗った事例とかが他の製品にあったということで確認をしましたが、実際には二、三年でその効果がなくなってしまうというようなことですか、実際には3歳児までは味覚が発達していないので効果が薄いのではないかと。いろいろなことも聞いたりしておりますので、一つ一つメーカーの中で技術者が知恵を絞りながら今検討をスタートしております。その点を含めて、今後、取り組みを加速させるような働きかけを工業会としてはやっていきたいというふうに考えております。

ただ、技術的なハードルは高いということは事実でございますので、今この時点でいつをめどにですとか、そういったことはちょっと申し上げられないのが残念でございますが、前向きに取り組んでいきたいということでございます。

○越山会長 ありがとうございます。ちょうど私も今PTPといいますが、薬を子供がなめて口に入れてしまうという問題の中で、苦みをつけるような方策のお話などがあった気がしますが、確かに大人には効くなど思いながらも、子どもへの効果のこととか考えたりしています。この改良のご議論は始まったばかりとは思いますが、そんなに簡単には具体的な方策がいろいろ出てくるわけではないとは思いますが、非常に期待したいところです。

西田委員から、先ほどの改良例があるということでご準備いただいておりますが、今ご準備中なので、議論を続けたいと思います。

○田近氏（釘宮委員代理） この後での消費者への啓発というような項目でお話ししようかと思っていたんですが、きょうパンフレットをお持ちいたしました。これは当協会がつくったものですが、誤飲事故から「子どもを守ろう」というもので、4ページを開けていただきますと、下にボタン電池についての記載があります。その次の5ページに行きますとスーパーボール、6ページにたばことつながっております。最後の14ページに行きますと、誤飲した場合、非常に重症度が高い製品として特別にコイン形電池、ボタン電池の危

険性について説明しております。これは山中先生にもご監修でご協力いただきまして、これを例えば乳児家庭訪問ですとか、赤ちゃん訪問をなさっている助産師さんや保健師さんの方に活用していただくことを期待しております。

また後でもう少し説明させていただきます。

○越山会長 どうもすみません。また後で詳しくご紹介いただけると助かります。

西田委員のほうから写真のご用意ができたようです。ご紹介いただけますでしょうか。

〔スクリーンに映写〕

○西田委員 産総研の西田です。これは2012年にニュージーランドで行われた傷害予防に関する世界会議(Safety2012)で紹介されたもので、ボタン電池の製品改善の案です。これはどこかの特許になっているんじゃないかと思いますが、電極に絶縁体の物質をつけて、装置に取り付けられた状態でのみ電気が流れるように工夫されたボタン電池です。びらんは、陰極側で起きますが、陰極側（マイナス側）に、絶縁体を取り付け、さらに、上から力が加わったときだけぺこんと変形する金属片をつける工夫です。この工夫によって、装置に入れてある間は電気が流れるけれども、飛び出ると絶縁されるような構造の工夫ですね。これを製品でやっている企業まだないと思います。これが1つ目です。

2つ目の工夫として、ボタン電池の誤飲の際、飲んだかどうかよくわからないので、なめるとボタン電池から色が出るという案も出されています。

それから、3つ目ですが、1番目の案と似ていますが、羽根がついていて、装置（電池室）に入れるときにはこれを折り畳んで入れているのですが、飛び出ると大きく羽根が広がって飲みにくくなる。こんなアイデアもあるんじゃないかということで紹介されていました。

その会議場では、ちょっと蛇足ですが、日本のメーカーが世界的に非常に強いのでぜひ取り組んでほしいと言われました。また、消費者庁さんに問い合わせたところ、この当時、取り組んでいるという回答があったそうです。具体的に、注意喚起等に取り組んだのはその2年後の2014年だと思いますが、そういう報告がありました。

以上、簡単にご紹介させていただきました。

○越山会長 ありがとうございます。やっと言われた構造がわかりました。これは2年前ということは、現在もその国際会議は進んでいるのですか、それきりということではなくて。

○西田委員 これは、ボタン電池の製品の改良については、今回もこの東京都の会議でも

ありましたが、電池が入っているパッケージの改良はされましたけれども、ボタン電池そのものの改良はまだなされていない。そこまで至っていない。

○越山会長 わかりました。ありがとうございます。具体的な構造等の対策というのは、工業会単位だと動きにくい部分があったり、IECやJISがあったりして、全て標準的に取り組むのは難しい部分があるかと思えます。しかし、基本的なスペック以外のところで安全対策を個々にいろいろな方向でやる流れというのは決して悪いものではないような気はします。海外からの製品についても、日本ではそういう取り組みが進んでいるんだということが伝わっていく意味でも刺激になるかなという気がします。

それでは、引き続き資料6の1のお話に戻りたいと思います。1の「商品等の安全対策等」の中の①には、まず電池のパッケージの改良の話、注意表示の話、それから安全基準強化、要は徹底するという話、それから流通の皆さんにご協力いただいたらどうかというようなお話が具体的に書いてあります。事務局さんとよくご相談させていただいて、確かに本当にそのとおりだし、このとおりになれば少なくともリスクは減るのかなということは、私自身もそう信じています。しかし、皆様のご理解、ご協力を踏まえた上でコンセンサスを得たものにできたらいいと思っておりますので、どうぞご忌憚のないご意見をいただければと思います。

○鈴木委員 3ページの「電池工業会会員以外の」というところがちょっと気になりました。なぜならば、アンケート結果では、やはり消費者行動としては、価格の安いもの、手軽に入るところから買っている。そうすると、工業会以外のものの製品が相当出回っていると思いますので、できましたら電池工業会会員以外の製造事業者への注意喚起とか、いろいろな問題提起をもう少し具体的に何か提案できればいいかなというふうに感じましたので、その辺をもう少し考えていただきたいと思いました。

○越山会長 それは工業会様に考えていただきたいということですか。

○鈴木委員 いいえ、そうじゃなくて、提言としてです。

○越山会長 確かにそうですね。工業会さんに入っていない方々に何かやってくれと言っても、それはなかなか無理があるところですよ。絶対無理とは思いませんし、何らかの影響はあるかなとは思いますが、問題は、安い百均ショップ等で売っているおもちゃなどの中に、簡単に取れやすいものがあることが明らかになってきているので、そこをどうすればいいのかということでしょうか。何か具体的にこういう切り口があるなどかございますか。

○田近氏（釘宮委員代理） 先ほど資料5でいろいろな協会の取り組みをお聞きしたんで

すが、それぞればらばらに安全対策ができていくということで、もっと各業界団体を横断的に、例えばボタン電池を使用する製品に関しては、全て電池室の設計、それから構造に安全対策を入れるとか、ふたの問題とか、そういうものを横断的な安全対策として、例えばJ I S規格みたいなものを一つつくるようなこともあるかと思います。I S O / I E Cガイド50では、子供の製品だけではなくて、子供が触れる全てのものに対して安全対策をとらなければいけないという国際指針があります。その中でも、ボタン電池は誤飲の危険性として非常に重要視されておりますので、それに関して横断的な安全対策のJ I Sみたいなことはできないでしょうか。

○越山会長 ありがとうございます。実は私もそう思って、この提案の中の4ページの下から10行目あたりに、「横断的な安全基準の策定」のようなことを入れていただいたところです。具体的にJ I SやI S Oには、強制力や制約力があるわけではないことはあります。日本には電気用品安全法があって、P S Eの個々の電気用品に関する技術基準をJ I SだとかI E Cから部分的に抜粋して、最低限守るべきものを電気用品安全法で定めています。その中で、例えば共通事項としてボタン電池を使う製品に対する配慮みたいなものがあってもいいのかなという気もします。要は、個別にやっていると、新しい製品や、リモコン等での利用が出てくる中では、個別基準に期待するのではイタチごっこになるような気がするからです。確かに言われているような横断的な対策は非常に重要だと私自身も思っております。これは、どこへどのような形でご提案していけばいいのかというのはこれから事務局と一緒に考えていかなきゃいけないと思います。ご指摘は、おっしゃるとおりだと思います。

これに関して、町田委員、私のそんな考え方に何かございますでしょうか。

○町田特別委員 電池工業会さんも我々もそうですけれども、日本の健全なメーカーの団体でございまして、日本の国で逃げも隠れもせずに継続的に事業をしています。ですから、自分の家族、お子さんに誤飲させるようなことは当然あってはならないという倫理を持って技術の方々もやっているわけでございます。今、我々はさっき言ったI E C 62368のJ I S化をやっていくわけなんですけれども、そうじゃない事業者は、この規格は法律ではないので、守らないですよ。そこを、例えば東京都さんで、こういう安全じゃないものは行政指導で売らないとか、規制をしないとイケないのではないのでしょうか。自主的な取り組みを促進するというので、いろいろな協議会で自主的な取り組みを促進しましょうといわれます。我々健全なメーカーは当然、自主的な取り組みはやっているし、少しでも

問題だと思えば取り組むんですけれども、そうでないところは、さっきの消費者の意識の部分もあるのかもしれないですけれども、逆に、値段が上がってしまう取り組みであれば、何もやらない方向に流れてしまうところもあるのではないのでしょうか。同じ商品づくりをするところは同じ規制がかかるイコールフィッティングにならないと、それを守るところと守らないところが出てきてしまうのではないのでしょうか。

それから、先ほど電安法のお話をされましたけれども、おっしゃったように、電安法の対象製品であればそういうことは当然できますけれども、それ以外の日用品とかいろいろな製品、先ほどのブラインドとかもあったりします。そういうものは何の法律で規制するのでしょうか。それから、販売時にはどう規制するのか。何らかの強制的なものでないとなかなか徹底が図れない状況にだんだんってきているのではないのでしょうか。ただ、法律とかそういうことだとなかなか現実性は難しいかもしれないので、まずは消費者の方に、まだまだボタン電池を誤飲すると危険だという認知が不足している部分もあるわけなので、そこは徹底的にやるべきだと思います。

ちょっと余談ですが、この協議会の建付けが、これはメーカー側からの視点なんですけれども、「商品等の安全対策」というのが最初に来ています。けれども、まずはボタン電池を誤飲すると危険ですよというのが大きくあって、商品側ではこんなことをやりましようとか、流通側ではこういうことをやりましよう。現状の消費者の認識とか危険性に対してどうやるかという建付けほうがいいんじゃないかなと個人的には思うんです。これは商品等協議会なので、やはり「商品」が全面に出てくると思うんですけれども、この資料がひとり歩きというか、知らない方が見ると、商品が悪いとか、商品が問題だ、商品をどうするかということになってしまいます。全く危険性のない商品の開発がすぐにあしたからできるというのであれば、それはもう何の問題もないのかもしれないですけれども、それは現実的ではありません。非常に有用な部分、先ほど寺尾委員もおっしゃっていたように、世の中に非常に役に立つし、これからも役に立っていく部分は十分あるわけなので、そこら辺はきちっと踏まえてやっていくべきじゃないかなと思います。

すみません。長くなりました。

○越山会長 ありがとうございます。急に振って申しわけありませんでした。

次に入りたいのですが、その前に4ページのちょうど真ん中の②の上のところの提言案として「電池室の安全対策の強化」があります。これは実態調査から妥当な提案だと思っているのですが、その後に「ボタン電池等を使用しない製品への転換」という言葉が入っ

ています。これは、日本の技術力上ではある程度可能性があり得るのかも知れませんが、この文言自体はこれで現実的な提言といえるでしょうか。提言はひとり歩きしてしまうこともあり、どうかと思います。ここに関して何かご意見とかある方はございますでしょうか。

○寺尾特別委員 実はその点、少し表現を含めて危惧しております。ボタン電池そのものをうまく活用して製品をつくられている会社からすると、それを阻害するようなストレートな表現というのは差し控えるべきではないのかなとちょっと感じております。その点を含めて、ボタン電池を使う場合には当然そういった誤飲の対策を徹底することを前提に使うということで、やはりここは書いていただきたいなというふうに感じております。

○越山会長 わかりました。本件については、取りまとめていく過程で寺尾委員からそういうご意見があったということは配慮して、また考えていきたいと思えます。

それでは、時間の関係もございますので、その次の5ページの2番目、「消費者の安全意識の向上」という箇所、ここで要は消費者に対するいろいろな周知徹底の方法について、(1)と(2)は事業者団体さん等によるもの、それから(3)は具体的な注意喚起や例を踏まえた方法についての書いていただいたりしております。(4)もありますね。消費者への効果的な普及啓発、これはもう事業者団体さんだけではなくて、国、都、製造事業者さん、流通事業者さん等を含めて対策を考えましょうというものです。2の「消費者の安全意識の向上」、このあたりの提言案についてご意見等ございますでしょうか。

○田近氏（釘宮委員代理） 先ほどの続きでお話しさせていただきます。町田委員のおっしゃったように、消費者への注意喚起というものは非常に重要なことだと認識しております。この中で消費者への効果的な普及啓発について、もう少し具体的な提案も盛り込んでもいいのではないかなと思っております。東京都からの報告もありましたように、ボタン電池の誤飲は1歳、0歳児が多い、しかも家庭内ということで、それを踏まえますと、全国に新生児訪問、または4カ月までの赤ちゃんが生まれた全家庭を訪問する赤ちゃん訪問事業というものがございます。そこでは助産師や保健師の専門職の人が家庭に入っていきますので、そのときにボタン電池の誤飲の危険性及び安全対策をお母様にじかに話していただくのが有効的ではないかと思えます。

そういう訪問をしている助産師さんたちにちょっとお話を聞いたんですが、例えば家がちょっと片づいていなかったり、お母さんが落ちつかない様子の場合、家庭内でいろいろな事故が起きる心配があると感じられるそうです。そのような場合は、お母さん、あな

たを責めるのではなくて、あなたのことではなくて、一般的な事例としてこのような事故がありますということで、たばこやボタン電池の誤飲なんかを説明していただくそうです。そのときに有効的なのは、ちゃんとしたわかりやすい資料があると、お母さんに示すときに非常に客観的に効果的に説得できるというお話でした。ですから、今後ともリーフレット等をおつくりになるかと思いますが、それをつくった場合は、赤ちゃん訪問事業などと連携して周知していただければと思います。また、そういう訪問をなさっている指導員の中には、助産師さんや保健師さん以外にも、子育てサポーターとして地域の保育士さんですとか民生委員さんの方がかかわっている場合もあるそうです。その方たちは訪問事業以外にも、例えばファミリーサポーターとして保育のサービスや支援など、家庭に入って活動もなさっていますので、誤飲の危険性の周知の広がりが期待できるかと思います。

それから、先ほど町田委員からもお話がございましたが、消費者としましては、死亡するとか重篤な後遺症が残るとか、重篤な傷害、危険性があるものに関しては、消費者への注意喚起も非常に重要ですが、商品側でまず第一の安全対策をとっていただくのがありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、時間が押してきておりますので、先に行きたいと思っております。戻っていただいて結構ですので、時間の限りできるだけ皆様のご意見を承れればと思っております。この資料6の最後の3番目ですね。8ページ目、「事故情報の収集と活用体制の整備」、昨年もありましたけれども、何か欠陥問題とかでない場合は、どうしてもお母さん方は自分に非があったのかなとか、なかなか情報が上がってこないケースがあることもだんだんわかってきています。そんな中でも、実態が見えなければ業界団体さんのほうも対策を打ちようがないのかもわからないですし、そういうことも踏まえて、こういう事故情報の収集体制みたいなことは非常に重要なものだと思っております。それについて最後の3のところでは触れていますが、このあたりに関して何かございますでしょうか。

○寺尾特別委員 第1回目の協議会の中でも電池工業会に事故情報が実際には届いていないということを申し上げさせていただきました。情報がいただければ非常にありがたいというふうには思うんですけども、実際に誤飲されたタイミングで事業者団体に連絡するというのは、まずその時点ではないのかなと思っておりますので、実際にどういう形で表現をするかという工夫がちょっと必要になるのではないかと思っております。当然、電池工業会のいろいろな消費者啓発の中にも、誤飲した場合には医師へのご相談を直ちにやってく

ださいというような表現にしておりますので、そういったことも踏まえまして、ここの表現についてはどのようにしたらいいのかという工夫が必要になってこようかなというふうに感じております。

○越山会長 ありがとうございます。

ほかはございますでしょうか。

それでは、もう時間が超過ぎみですので、ここで本日のまとめに入りたいのですが、もしよろしければ、ここまででご発言いただく機会がございませんでした方々にご意見等を賜ればと思っておるんです。

まず最初に国民生活センター様、何かご意見等ございますでしょうか。

○鎌田委員 電池に限らず、私どももいろいろな商品のテストを行って、その結果、問題だろうということがあれば、情報提供や要望という形で、事業者団体さんですとか工業会さんですとかに言っているわけです。今回の電池も、恐らく日本の工業会さん、電機工業会でも家電製品協会さんでも、電池工業会さんでも一緒だと思うんですけども、そういったところには私たちも出しやすいですし、何らかの対応をしてくださることが多々あるんです。先ほど鈴木委員もおっしゃっていましたが、アウトサイダーといいますか、こういう電池そのもの、あるいはこういったリチウム電池等を使う商品を製造、販売している事業者さんは、日本の工業会等に入られていないところもたくさんあると思うんですね。そういった事業者への周知といいますか、どのような形で伝えていくのかというところが、私たちもいつもそうなんですけれども、事業者しか存在しなくて、団体さんが存在しないところに対しては、もう天に向かって言うしかないのかなというところもあつたりしまして、いつもそこは悩みどころであります。ですので、そういったところへの周知をどうしたらいいか。具体的にこうしたほうがいい、ああしたほうがいいということはなかなか言えないんですけれども、そこが一番危惧しているところでもあります。

○越山会長 おっしゃるとおりですね。

それでは、引き続いて東京消防庁さん、何かコメントでもいただければ。

○田中氏（門倉委員代理） 東京消防庁の田中でございます。

皆様のご議論を聞いていまして、日本のメーカーの皆様の非常に高い技術というのは、いろいろな問題をこれからも解決していく力になると思いますし、どんどん製品というのはよくなっていくんだらうなと思います。ただ、そうはいつても、どんな製品もリスクがゼロになることは多分ない話だと思いますので、あわせて消費者の皆様にしっかりと伝え

ていく広報というか、そういった危険性を伝えていく取り組みも行政側としては非常に重要なのかなというふうに思っております。

例えば今、私が手元に持ってきているこちらの「救急搬送データからみる日常生活の事故」、平成26年の救急搬送データをもとに、さまざまな事故の事例とその分析結果、注意喚起点を載せております。その中にも誤飲の問題とかいうのも取り上げております。ホームページで見られますので、ぜひごらんになっていただきたいなと思います。

また、ことしは乳幼児の事故防止、よく重傷事案になるのが誤飲とか熱傷、やけどですね。あとは高所からの転落事故とか、そういったものを取り上げた「STOP！子どもの事故」というA5判の24ページの冊子をつくりまして、今年度から各区市町村において母子健康手帳とともに配布する事業を始める予定でございます。そういったものも活用して、具体的な内容を都民の皆様にはしっかり伝えるような取り組みを今後もやっていきたいというふうに思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

ちょっと飛びますけれども、山中先生、最後というわけではないのですが、全体を通して何かいただければ幸いです。

○山中特別委員 大してないんですけれども、子供の誤飲というのは、誤って飲んでいるわけじゃなくて、発達段階の一つとして飲んでいるんですね。ですから、私は、「誤飲」という表現よりは、「異物摂取」と言う言い方が正しいと思います。今、我が国の子供の誤飲で一番危険なものはボタン電池だと認識していますので、ぜひ製品の改善も含めてやっていただきたい。

それから、毎年、東京都でいろいろな周知、昨年であれば抱っこひもの検討が行われてたくさん周知されたんですが、数年たてば新しい人達が親になって昨年の周知もあまり効果がないか、効果があるかないかもよくわからない。ここにも書いていらっしゃいますが、今回、ボタン電池が危険であるという報告を出したら、3年後ぐらいを目安にまた同じアンケートをやって、どれぐらい認知度が高くなっているか、あるいは製品がどれぐらい改善されたか、法律上何か変化があったか、そういうことをやっていくことが必要だと思うんですね。なかなか一挙には難しいと思いますが。

臨床現場にいますと、毎日のように子供の誤飲を診ているわけです。この協議会へ来ると、業界団体の人からはいつも事故は1件も知らないという話を聞きますけれども、医療機関では毎日同じ事故をたくさん診ています。この間をつなぐシステムがない。医療機関

には重傷度が高い事例が来ていますので、情報収集は医療機関を対象にするのがよいと思います。保護者がメーカーに訴えること今後もあり得ないと思います。情報収集の体制をだんだん整えていくことが必要と思います。

○越山会長 ありがとうございます。

○消費生活部長 この協議会を主催している東京都として、ご議論を聞いていて、一言お話をさせていただければと思うんです。

先ほどの消費者への普及というのは非常に大切だと思っておりますし、我々もしっかりやっていかなきゃいけないと思っております。この協議会でいつも議論になるというか、前回の抱っこひももそうだったんですけども、商品側の対策が先なのか、消費者側の普及が先なのか、どっちなのかというのが常に議論になることがあると思うんです。我々この商品等安全対策協議会ということで設置している趣旨といたしましては、やはり消費者側が気をつけていけばいいんですけども、必ずしもいつも消費者が気をつけられる、適切な対応ができるとは限らないと思っておりますし、情報も十分得られる方と得られない方がいらっしゃると思います。また、ヒューマンエラーというんでしょうか、わかっている、ついちょっとしたミスをしてしまう。それが一般的な消費者だと思いますので、消費者の使用実態とここにもありますけれども、そういった実態を考えていくと、普及啓発だけでは事故がなくなるというふうに思っております。そういったことを考えていくと、両方大切だと思うんですが、商品側の対策もしっかりやり、普及側もやっていくことをしていかないと事故がなくなるかと考えて、この協議会を設置して対策を進めておりますので、その辺についてもご理解をいただいて、これからもご議論をいただければと思います。

○越山会長 ありがとうございます。

最後に大変恐縮ですけれども、消費者庁様、国に期待している部分があるというふうなお話もあったりしているので、コメントでもいただければと。

○尾原オブザーバ 本件に限らず、今回の事業者側の方、またいろいろ関係者の方も、消費者事故をなくすという思いは一緒だと思います。その中で、安全については釈迦に説法の3ステップメソッドがありますので、設計から考えて、最後どうしても防げなければ周知でやるというのが順番になるかと思っております。その中で、特に小さいお子さんの場合ですと、数年たてばお母さんはどんどんかわっていきますから、行政側としても繰り返しいろいろな手段を通じて、国としても、例えば昨年度の抱っこひもの例でいけば、ポスターの啓発のところでは東京都さんと連携させていただきながら、うちの消費者庁のホームペー

ジに1カ月間掲載させていただくなど連携をとらせていただいているところでございます。あらゆる手段を使って、また国民生活センターさんと連携しながら、消費者行政の一元的な推進という観点からも進めていきたいと思っておりますので、関係者の皆様の引き続きのご協力、ご支援を賜ればと思っております。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、議論はここで終了させていただきたいと思えます。いろいろご意見いただきまして、大変ありがとうございました。本日いただいたご意見等につきましては、事務局の方とご相談させていただいて、最終提言に反映させていただきたいと思っております。

次に、報告書の素案の目次が配付されていると思えますので、今後の報告書作成の手順について事務局からご紹介いただければと思えます。

○安全担当 それでは、資料7をごらんください。「第3回協議会開催までの確認手順」という資料をお示ししております。

この後、事務局から第2回協議会の議論の内容を反映させた報告書の素案を委員の皆様にお送りします。本日ご意見をいただいた以外にもお気づき、ご意見がございましたら、事務局のほうにいただけたらと思えます。参考に、本日、素案の目次（案）をお机のほうに配付させていただいています。第1章から第4章は第1回協議会で検討した資料に最新データや情報を加えていく予定です。第5章から第9章は今回協議会で検討した資料を掲載いたします。本日いただいたご意見、またその後ご意見をいただいたものについて本文に反映させていただき、委員の皆様にお示しする予定です。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮ですが、こちらをご確認いただき、またご意見をいただきまして、事務局までご連絡、ご意見をいただきますようお願いいたします。

さらに、その後いただいたご意見を反映させて、報告書の素案をお送りし、再度ご意見をいただき、ご確認いただき、ご連絡をお願いいたします。

これら2回の確認を経て、ことし12月16日（水曜日）に第3回協議会を予定しておりますので、そちらで最終の報告書と決定していただき、公表したいと存じます。

確認手順の具体的な日程のスケジュールについては、事務局より後ほどご連絡いたします。

以上で資料7の説明を終わります。

○越山会長 どうもありがとうございました。こういうような構想で、あと1回ですが、その間にいろいろ皆様とご相談させていただきながらまとめていきたいと思っております。

ここでどうしても最後に一言だけ何か言っておきたいとかございますでしょうか。これでおしまいというわけじゃないですが。

それでは、副会長の西田さん、何か最後にございますか。

○西田委員 先ほど3ステップが大事ですという話がありました。これは、製品改善とともに周知が大事ですよということですが、我々は製品改善がまず第一だと思っています。その上で、周知のほうですが、この周知がなかなか科学的になっていないところがあって、どういうチャンネルでどう伝えていくと効果的なのかというのが出るとすごくいいなと思っています。我々の実験でやったボタン電池に関しては、先ほどのハムが溶ける実験映像は、一般の保護者に伝えるのにすごく効果的だという結果が出ています。資料として動画で伝えたり、文章で伝えるよりも、ああいう実験であるとか写真を見せることが効果的だという実験結果が出ています。

この案件とは違いますが、ベビーカーで指が切断する事故があったときに、それをどういうふうにしたのかというアンケート調査をしたことがあります。そのとき、テレビが89%、メーカーが5%、消費者庁3%という結果になっていまして、どういうメディアが効果的なのかということも今後、検討するといいいと思っています。

以上、補足です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、次回は12月16日ということで、次回で最終となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の議事はこれで終了します。司会の不手際で時間を若干出てしまいました。大変申しわけありませんでした。

それでは、これで協議会を終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

午後0時02分閉会